

新潟県条例第17号

新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県万代島駐車場等条例</u>	<u>新潟県万代島駐車場条例</u>
(設置)	(設置)
第1条 <u>新潟市万代島における施設の利用者、業務従事者等の利便を図るため、万代島駐車場（以下「駐車場」という。）及び万代島バスプール（以下「バスプール」という。）を新潟市中央区万代島及び万代3丁目に設置する。</u>	第1条 新潟市万代島における施設の利用者、業務従事者等の利便を図るため、万代島駐車場（以下「駐車場」という。）を新潟市中央区万代島及び万代3丁目に設置する。
<u>2 バスプールは、旅客の乗降のため又は運行時間を調整するため、乗合自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロの一般貸切旅客自動車運送事業の用に供される自動車をいう。）を停車させ、又は駐車させる。</u>	
(供用時間)	(供用時間)
第2条 <u>駐車場及びバスプールの供用時間及び入場し、又は出場することができる時間（以下「入出場時間」という。）は、午前零時から午後12時までとする。</u>	第2条 駐車場の供用時間及び入場し、又は出場することができる時間（以下「入出場時間」という。）は、午前零時から午後12時までとする。
2 (略)	2 (略)
(使用の承認)	
第3条 <u>バスプールを使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u>	
<u>2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、バスプールの使用を承認しないことができる。</u>	
<u>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。</u>	
<u>(2) バスプールの施設を破損するおそれがあると認めるとき。</u>	
<u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、バスプールの管理上支障があると認めるとき。</u>	
3 知事は、バスプールの管理上必要があると認め	

るときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(使用承認の取消し等)

第4条 知事は、前条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条第3項の規定により使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(使用料)

第5条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）及び第3条第1項の承認を受けた者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

第6条 (略)

第7条 (略)

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により駐車場又はバスプールの施設等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

第9条 (略)

第10条 (略)

(利用料金)

第11条 指定管理者による管理の場合には、第5条から第7条までの規定は、駐車場の使用について適用しない。

2～7 (略)

(指定管理者の指定)

第12条 第9条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 (略)

第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、駐車場及びバスプールの管理に関し必要な事項は、規則で定

(使用料)

第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

第4条 (略)

第5条 (略)

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により駐車場の施設等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

第7条 (略)

第8条 (略)

(利用料金)

第9条 指定管理者による管理の場合には、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

2～7 (略)

(指定管理者の指定)

第10条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 (略)

第11条 (略)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

める。

別表（第5条、第11条関係）

区 分		単 位	使用料
駐 車 場	普通 駐車	普通車 大型車	(略)
	定期駐車券に よる駐車		
	バスプール		

備考 (略)

別表（第3条、第9条関係）

区 分		単 位	使用料
普通駐車	普通車 大型車	(略)	
定期駐車券による 駐車			

備考 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。